

等級及び職制上の階段ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の階段		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	階段
1級	定型的な業務を行う主事、技師、社会福祉士、介護福祉士、保育士、児童厚生員、教諭(以下「主事等」という。)の職務	35	26.1	主事	22	61	45.5	係員級
				技師	1			
2級	1 高度の知識又は経験を必要とする職務を行う主事等の職務 2 主任の職務	26	19.4	社会福祉士	2	61	45.5	係員級
				介護福祉士	10			
2級	1 高度の知識又は経験を必要とする職務を行う主事等の職務 2 主任の職務	26	19.4	計	35	61	45.5	係員級
				主事	8			
2級	1 高度の知識又は経験を必要とする職務を行う主事等の職務 2 主任の職務	26	19.4	主任	16	61	45.5	係員級
				教育専門官	1			
2級	1 高度の知識又は経験を必要とする職務を行う主事等の職務 2 主任の職務	26	19.4	技師	1	61	45.5	係員級
				計	26			
3級	1 主査の職務 2 主任主査の職務 3 副班長の職務	29	21.6	副班長	1	29	21.6	係長級
				主任主査	9			
3級	1 主査の職務 2 主任主査の職務 3 副班長の職務	29	21.6	主査	18	29	21.6	係長級
				教育専門官	1			
3級	1 主査の職務 2 主任主査の職務 3 副班長の職務	29	21.6	計	29	29	21.6	係長級
4級	1 課長補佐の職務 2 主幹又は班長の職務	25	18.7	課長補佐	6	25	18.7	課長補佐級
				班長	13			
4級	1 課長補佐の職務 2 主幹又は班長の職務	25	18.7	主幹	6	25	18.7	課長補佐級
				計	25			
5級	1 会計管理者、課長の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	12	9.0	課長	5	19	14.2	課長級
				会計管理者	1			
5級	1 会計管理者、課長の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	12	9.0	事務局長	2	19	14.2	課長級
				副参事	4			
5級	1 会計管理者、課長の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	12	9.0	計	12	19	14.2	課長級
6級	1 会計管理者、困難な業務を所掌する課長又は参事の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	7	5.2	参事(課長)	7	19	14.2	課長級
				計	7			
合計		134	100.0		134	134	100.0	